

第Ⅳ章 試掘調査

第 1 節 調査の方法と調査の経過

1 調査の目的

角館における火除けを構成するものとして、道路と土塁そして水路、門を挙げることが出来る。したがって、これらの痕跡を探ることを試掘調査の主たる目的とした。しかしながら、火除け地に隣接する門の痕跡を探る試掘を行う場合、現在の主要な生活道や私有地が調査対象地となってしまうため（第 13・14 図）、門については今回の試掘調査の対象から除外することにした。

2 調査の方法と試掘位置の設定

これまで収集した史料等の情報により、調査対象地の地下の殆どは近代以降（明治以降）の開発行為によって攪乱されている可能性が高いと考えられたため、全面的な発掘調査を避けトレンチ調査（要所を限定して筋掘りを行う試掘坑調査）を採用した。

調査の目的にしたがい、任意の位置へ試掘坑を設定しバックホウにて掘削、その後必要に応じて状況写真の撮影及び土層断面図を作製して土の特徴を掴み記録を残した。

令和 3 年度に仙北市東勝楽丁庁舎・西側庁舎・公用車車庫（附図 1、第 10～12 図）の解体が行われることになったため、令和 3 年度から令和 4 年度における調査位置を選定するにあたっては、県内で現代建築物のコンクリート基礎枠内より藩政期の遺構や遺物を確認している事例があることも踏まえ、A から I の試掘坑を設定した。しかし、調査実施にあたっての条件が「解体工事の工期に支障が及ばない範囲で行う」とあり、仙北市管財課および解体工事の請負業者と調整をしつつ解体作業の合間を縫って調査を進めた結果、試掘坑 F と試掘坑 H については、調査することが叶わなかった。

3 調査の経過

試掘調査は、第 1 期が令和 2 年 10 月 2 日から同年 10 月 21 日まで、第 2 期が令和 3 年 7 月 8 日から同年 11 月 17 日まで、第 3 期が令和 4 年 8 月 22 日から同年 9 月 28 日まで行った。以下調査の経過を記す。

[第１期（令和２年度）]

- 10月２日 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 副主幹 加藤朋夏氏の立ち会い指導のもと、バックホウを使用した掘削を行った。
- 10月５日 試掘坑１と試掘坑２の手掘り及び精査を１３日まで行った（９日から１１日までを除く）。
- 10月14日 加藤朋夏氏より作図指導を頂いた。
- 10月15日 試掘坑１の土層断面写真及び完掘写真撮影、断面図及び平面図作製を行った。
- 10月21日 試掘坑２の土層断面写真及び完掘写真撮影、断面図及び平面図作製を行い、第１期分の調査を終了した。

[第２期（令和３年度）]

- 7月８日 仙北市管財課及び解体工事請負業者の意向があり、上水道埋設鉄管の経路を確認するため、旧公用車車庫北側の基礎枠外にある貯水槽周囲の掘削をもって試掘坑Aの調査を開始することになった。事前に入手していた上水道配管図上には記されていない直径1.3cmの塩ビ管が見つかり、配管を避けながらの掘削となり計画通りの調査とはならなかった。試掘坑A土層断面写真撮影及び断面図作製を行った。翌日以降の天気予報（7月9日より11日まで雨）から判断し、解体工事請負業者との協議の結果、試掘坑Bの掘削は翌週の7月12日より行うことになった。
- 7月9日 解体工事請負業者の意向により、急遽試掘坑Bの掘削を行うことになった。前日に見つけた塩ビ管が試掘坑Bまで延びており、かつ上水道配管図上には記されていない直径25cmの鉄管が新たに地表面より1.5m下方で見つかったため、試掘坑Aの調査時と同様、計画通りには進まなかった。試掘坑A完掘写真撮影及び試掘坑B土層断面写真撮影、完掘写真撮影及び断面図作製を行った。
- 7月14日 旧公用車車庫の基礎枠に対する試掘坑A及び試掘坑Bの平面位置を実測した。
- 7月28日 仙北市管財課と解体工事請負業者との定例打合せに参加した。「解体作業工程を見直す必要性が生じたため、9月以降に計画していた試掘坑FからIの調査に充てる時間が無くなる可能性がある。9月下旬までには正式な回答をしたい。」との通知を受ける。
- 9月8日 解体工事請負業者より、「予定していた試掘坑FからIの内、1箇所だけではあるが調査に充てる時間を確保出来る可能性がある。その場合に備えて調査を行う箇所を選定していて欲しい。ただし、試掘坑FからIの範囲は湧水の懸念があるため安全上の観点からそもそも調査が出来ない可能性があることも念頭に置いて欲しい。調査が可能か否かの連絡は直前になる。」との通知があった。仙北市文化財保護室としては、第一候補が試掘坑I、第二候補として試掘坑Gの2

箇所には絞り連絡を待つことにした。

- 9月10日 解体工事請負業者より、「湧水調査の結果、湧水を確認出来なかった。9月14日から17日の間であれば試掘坑Iの調査が可能である。」と連絡があり、14日より実施することにした。
- 9月14日 試掘坑Iの掘削を開始した。北端にある現水路の北壁にて大威徳石^{だいいたくいし}による石垣を検出し、確認写真を撮影した。一方の南壁においては大威徳石による石垣を確認出来ず、川原石（丸石）が積まれている状況下にあった。試掘坑I完掘写真及び試掘坑I（庁舎基礎枠内南側）土層断面写真の撮影を行った。
- 9月15日 試掘坑I（庁舎基礎枠内北側）の土層断面写真撮影後、その断面図作製を行った。解体工事請負業者と試掘坑Gの調査実施可否に関する協議を行い、9月21日から24日の期間で実施出来ることになった。
- 9月16日 加藤朋夏氏より試掘坑Iの土の解釈について助言を頂戴し、試掘坑I（庁舎基礎枠内南側）の土層断面図作製を行った。
- 9月17日 試掘坑I土層註記を行った。翌日18日より20日にかけて台風の影響により大雨の予報が出ているため、現場を念入りに片付けた。
- 9月21日 試掘坑Gの掘削を開始した。試掘坑G（庁舎基礎枠内南側と庁舎基礎枠内北側）の土層断面写真及び完掘写真の撮影後、その断面図作製を行った。
- 9月22日 試掘坑Gの土層註記を行った。本日をもって、仙北市管財課及び解体工事請負業者と調査実施可否に関する調整を必要とする箇所の調査を終了した。
- 11月15日 試掘坑Cと試掘坑Dの掘削を行った。試掘坑Dにおいて覆土中より大威徳石^{だいいたくいし}を確認した。確認状況から藩政期に設置された状態というよりは、近代から現代にかけて行われた水路工事において再利用された状態で検出したと考えられる。試掘坑Dの北側は予想していたとおり、下水道管理設工事による現代の攪乱で、掘削範囲を現水路北壁から北方へ約1mまでに止めざるを得なかった。掘削坑Cにおいて、最下層に至るまで予想を上回る掘削深となってしまったため、安全面を考慮した結果、予定していた長さ約13mの掘削は断念せざるを得なかった。
- 11月16日 試掘坑Dの精査及び土層断面写真撮影、その断面図作製を行った。
- 11月17日 試掘坑Cの精査及び土層断面写真撮影、その断面図作製を行い、第2期分の調査を終了した。なお、計画段階にはあった試掘坑Fと試掘坑Hの試掘調査は解体工事工期の都合上、行うことは叶わなかったが、試掘坑Hを予定していた箇所に限っては建物基礎除去工事に偶然居合わせたため、目視によって地下の状況を確認することが出来た。近代から現代にかけての開発行為の影響が現在の地表面より約3m下方まで及び、大きく攪乱を受けていた。

[第3期（令和4年度）]

- 8月22日 試掘坑Gの掘削を開始した。昭和期のゴミ穴を確認した（平テープ、コンクリートガラ、ガラス片、ホイールキャップ、木製電柱 等 出土）。試掘坑G（旧公用車駐車場部分）の土層断面写真撮影を行った。旧公用車駐車場と市道火除西線の境界にあるU字溝付近を掘削したところ、下層より大威徳石による石積を確認した。これらは旧西側庁舎に接する市道火除西線の南側にかねてから露出している大威徳石石垣の延長部に位置していた。
- 8月23日 試掘坑G（旧公用車駐車場部分）の土層断面図作製、前日確認した石積の確認写真撮影と平面図作製を行った。石積の北側を境に現市道側にかけて幅 1.2mに渡りグライ化した粘土層となっていて、それより北側は都市下水道設置による攪乱であった。このグライ化した範囲は、藩政期の水路の水の影響によるものと推定され、このことから水路幅は少なくとも 1.2mはあったものと考えられた。
- 8月24日 試掘坑Iの掘削を開始した。試掘坑G（市道部分）の土層断面写真撮影及び断面図作製、試掘坑Iの遺物出土状況写真撮影及び大威徳石石垣確認状況の写真撮影を行った。
- 9月2日 試掘坑Iの土層断面写真撮影及びエレベーション作図、遺物出土状況写真撮影を行った。
- 9月14日 試掘坑Eの掘削を北側から開始した。西壁断面を観察すると、現在の地表面より約 0.8m下方にて径 1～9 cmの礫を敷き詰めた 8～12 cm程度の厚みをもった砂利層が水平方向に分布する状況を確認した。これが藩政期の道路敷砂利であろうと予測した。試掘坑を掘り上げるまで残りの長さ約 5 mの段階で本日の掘削を終了した。
- 9月15日 試掘坑Eの掘削を継続した。試掘坑の西壁中央部にて角館町役場建設時より古い近代から現代にかけて打設されたコンクリート製の基礎を確認した。試掘坑西壁の南側にて炭化物塊混じりの焼土塊の広がりを確認した。同じく南側にて前日に確認済みの水平方向にある砂利層も確認した。これらの砂利層は西壁全体にあるのではなく、試掘坑南端から 1.6m付近ないし 8.4m付近にかけては分布しないことが判明した（この範囲には前述のコンクリート製基礎設置による幅約 2.3mの攪乱も含まれている）。つまり、これこそがその範囲に土塁が存在した証になるのではないかという考えを持つようになる。
- 9月16日 試掘坑E西壁の土層断面写真撮影と、週初めに通過すると予測されている台風対策を行った。
- 9月20日 試掘坑E東壁断面の精査を行うと、こちらでも西壁で確認済みの水平方向にある砂利層を確認出来た。但し、攪乱を受けている一部を除けば南端から北端にか

けて全面に確認出来るという、西壁とは異なる特徴があった。試掘坑E東壁の土層断面写真撮影を行った。

9月21日 秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室 副主幹（兼）班長 五十嵐一治氏と、副主幹 加藤朋夏氏が現地指導のため来跡した。「試掘坑Eの西壁にて見る事が出来る砂利層が一定の範囲で分布しない理由は、その範囲に土塁が存在したから、という考え方は間違っていないと思う。」との助言を頂戴した。

9月22日 試掘坑E西壁の土層断面図作製に着手した。

9月26日 週末からの大雨の影響で西壁の一部が崩落したため、西壁の土層断面写真撮影を再度行い、その後に土層断面図作製を継続した。

9月27日 試掘坑E東壁の土層断面図作製を行った後、翌日に開催予定の火除け地復元検討委員による現場視察に備えて環境整備を行った。

9月28日 試掘坑Eの最終精査後、火除け地復元検討委員による現地視察の対応をし、調査の全工程を終了した。

第2節 試掘坑について

1 試掘坑1（附図1、図版1-2）

令和2年度分の調査（第1期調査）は、令和3年度に仙北市東勝楽丁庁舎・西側庁舎・公用車庫の解体工事が行われることに先行して、解体工事に影響がない緑地帯を対象として行った。藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁や水路そして道路敷があったと推定出来る。近代から現代にかけては角館警察分署や角館警察署（第24図）、公民館があり、試掘調査の直前には南端と北端に水路、その間の一部に市道火除東線と流雪溝があるほかは大半が緑地帯となっていた。調査は、水路・市道・流雪溝というライフラインを避け、緑地帯だけを対象にしたものになった。

現地表面から約0.8～0.9m下方にて最下層の黄褐色砂質土を確認した。近現代期における開発行為によって地下は攪乱されていたが、その攪乱土中より藩政期初頭から幕末までのものと見られる陶磁器片が多数出土した（図版11-4～7）。

2 試掘坑2（附図1、図版1-2）

藩政期から現在にかけて、試掘坑1とほぼ同様の土地利用があったと考えられる場所である。現地表面から約0.7～0.8m下方にて黄褐色砂質土を確認出来る箇所もあったが、特に試掘坑の中央部から北端にかけて、近代ないし現代における開発行為によってそれが確認出来ない程の深さまで地下が攪乱されていた。中には防災事業の配管埋設に伴う平成期の攪乱もあった。藩政期初頭から18世紀後半以降にかけての磁器片が出土した（図版12-8～13-6）。

3 試掘坑A（附図1、第12図）

藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁の東端や水路そして道路敷があったと推定出来る。試掘調査の直前には南端と北端に水路、その間の南側半分には市道火除東線と流雪溝、中央部から北側は仙北市公用車車庫敷地となっていた。調査は、水路・市道・流雪溝というライフラインを避け、公用車車庫の基礎枠内だけを対象にしたものになった。

現地表面から約1.1m下方にて水分と長期間に亘って接触した際に粘土が変質したグライ化粘土層を確認し、それを最下層とした。土層は6層あった。第1層から第5層までそれぞれ平坦に整地されており、第6層としたグライ化粘土層の直上にある第5層とその更に上層の第4層においてガラス瓶片（Ribbon Juiceの文字あり）が出土した。この“Ribbon Juice リターナブル瓶”は1950年代即ち昭和25～34年の間に流通したものであるため、第4層と第5層はその時期以降の盛土整地層である。第1層は公用車車庫の基礎打設時の整地によるもの、第2層と第3層はいずれも昭和の整地によるものである。藩政期のものと見られる遺物は出土しなかった。

4 試掘坑B（附図1、第12図）

藩政期から現在にかけて、前述の試掘坑Aとほぼ同様の土地利用があったと考えられる場所である。

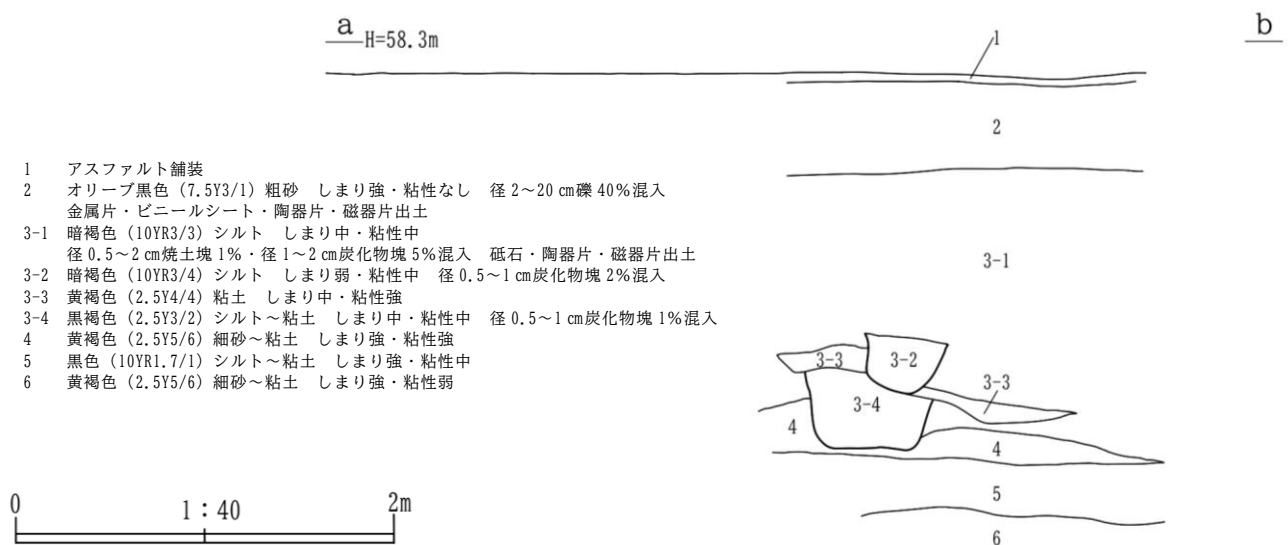
試掘坑の長軸方向に沿うように地表面より1.5m下方にて、事前に入手していた上水道配管図上には記されていない直径25cmの上水道鉄管が確認されたため、それ以下の掘削は断念せざるを得なかった。土層は3層あり、それぞれ平坦に整地されていることを確認した。第1層は試掘坑Aの第1層と同様の公用車車庫の基礎打設時の整地層、第2層と第3層は昭和の上水道鉄管埋設時の埋め戻し土である。第3層から出土した遺物には^{がいし}碇子（絶縁磁器）がある。国産碇子は明治37年（1904）の日露戦争以降から流通し始めるため、この土はそれ以降に造成土として活用されているということが出来る。藩政期のものと見られる遺物は出土しなかった。

5 試掘坑C（附図1、第25図、図版2）

藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁や水路そして道路敷があったと推定出来る。試掘調査の直前には南端と北端に水路、その間の一部に市道火除東線と流雪溝、大半が旧町立角館図書館駐車場敷地となっていた。調査は、水路・市道・流雪溝というライフラインを避け、図書館駐車場敷地内だけを対象にしたものになった。この地には近代から現代にかけて大がかりな基礎を必要とする建築物が建っていたという記録がなく、過去の開発行為による地下の攪乱の度合いが比較的小さいと見込みつつ試掘坑を設定した。

予想外に地下深い位置で最下層の黄褐色砂質土が検出されたため、安全面を考慮し柱状断面

図を作製して対応した。土層は6層あった。第1層は現代のアスファルト舗装、第2層は金属片やビニールシートが出土しているため現代の整地層である。第3層は第3-1層から第3-4層まで細分した。第4層から最下層の第6層は自然堆積によるもので、遺物は出土しなかった。次に前述の第3-1層から第3-4層までの詳細を記述する。第3-1層を人為的に盛る工程の中で第4層を切る（壊す）様に人為的に掘り込み、そして第3-4層で埋め戻し、第3-3層を盛って蓋をしている。その後、更に第3-3層を切る（壊す）様に人為的に掘り込み、第3-2層で埋め戻し、第3-1層の盛土を継続させている。この二度の掘り込み行為の目的は不明である。盛土である第3-1層は約1.2~1.5mと厚く、17世紀代の遺物が出土した。とりわけ年代が1650~1670年頃のものと思われる磁器片（図版14-4~6）が多かった。



第25図 試掘坑C土層

6 試掘坑D（附図1）

藩政期に描かれた絵図を見ると、この場所には水路があったと推定出来る。また、明治6年（1873）から明治14年（1881）にかけて行われた地租改正以降の内容を反映した公図上にも水路が描かれている（第35図）。現在の水路の南壁護岸（第19図左）には大威徳石による石垣を見ることが出来ることから、水路北壁護岸から市道火除東線側を試掘調査することで藩政期における水路の幅や深さ、そして当時の地表面の様相を確認出来るものと予想された。

しかし、現水路北壁護岸から市道火除東線側には、昭和から平成にかけての下水管埋設時の掘り方があり、かつ現水路の底面はライフライン保護のため掘削することが叶わず、目的を果たすことが出来なかった。土層は4層あり、第1層はアスファルト舗装、第2層は昭和から平成にかけての下水管埋設時の埋め戻し土、第3層は現水路底部を成しているコンクリート打設時の流れ止め用と水路北壁護岸用を兼ねた川原石を固定するための裏込め土であった。第4層のオリーブ黒色粘土は、酸化のため部分的に赤褐色の斑状になっている。この層は造成土には

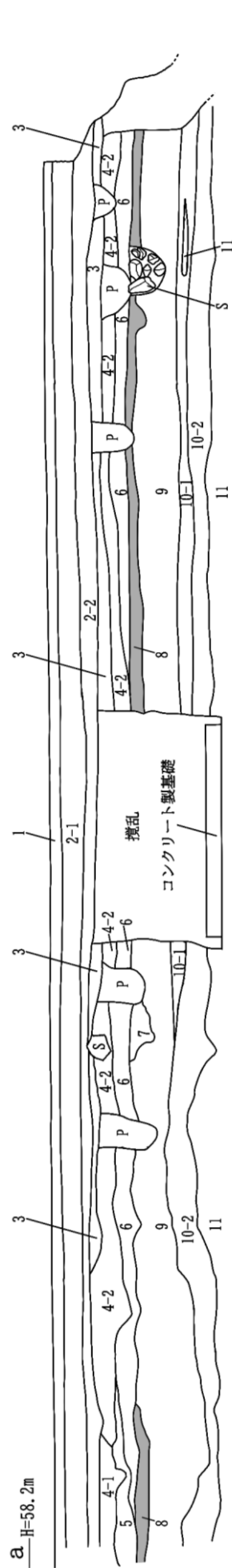
見えず寧ろ自然堆積粘土が水分と長期間に亘って接触した際に変質したグライ化粘土であると解釈した方が自然であり、ある時期の水路底部に堆積したものと捉えることが出来る。第3層土中から検出した長径 30 cm・短径 25 cm程度、長径 50 cm・短径 40 cm程度の2個の大威徳石^{だいいとくいし}は、藩政期に配置されていたものを近代から現代にかけての水路工事の際に再利用して配置し直したものと推定することが出来る。藩政期のものと見られる遺物は出土しなかった。

7 試掘坑E（附図1、第10・26図、図版3～5）

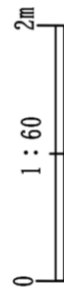
藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁や水路そして道路敷があったと推定出来る。近代から現代にかけては家畜市場・簡易裁判所・馬の競り場・角館町役場があり、試掘調査の直前には南端と北端に水路、その間の一部に市道火除西線、大半が仙北市東勝楽丁庁舎敷地となっていた。調査は、水路・市道というライフラインを避け、東勝楽丁庁舎の敷地内だけを対象にしたものになった。したがって、当時の地表面の様相や土塁の痕跡が確認出来ると予想された。しかも明治6年（1873）から明治14年（1881）にかけて行われた地租改正当時の内容を反映した公図によれば土塁の端部にあたる可能性もあった（第35図）。

2 mの幅で掘削をしてみると、西壁中央部にて角館町役場建設時より古い近代から現代にかけて打設されたコンクリート製の基礎に伴う幅約 2.3 m・深さ現地表面から 0.4 mに始まり 1.7 m下方までに及ぶ攪乱を確認した。近隣在住の複数名のお年寄りの方々へ問い合わせてみたが、この様な基礎を必要とする構造物が地上にあったという当時のご記憶をお持ちの方は皆無であった。試掘坑西壁断面を観察すると上位から、平成期の舗装（第1層）、昭和期の角館町役場建設時に伴う整地（第2層）を確認した。その下層にはそれ以前の近現代の路面と考えられる硬く締まったもの、焼土塊や炭化物塊が人為的に掻き集められたと考えられるもの、焼土塊や炭化物塊にガラス片や磁器片が混在するもの、自然堆積によるもの等、整地或いは流入、堆積と考えられる土層を見ることが出来た。

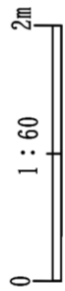
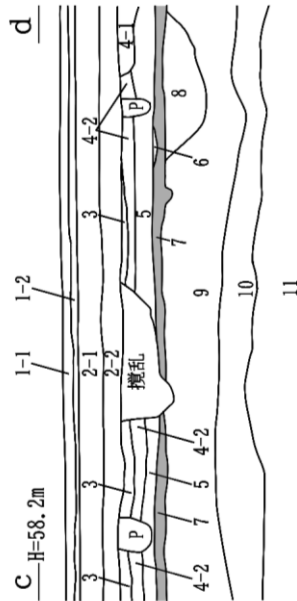
ここで西壁断面における第8層と第9層に特化して述べたい。第8層は径 1～9 cmの礫を多く含む厚さ 8～12 cmの暗褐色の砂利層である。この層の上面は標高 57.24 m前後という一定の高さを保ちつつほぼ水平かつ硬さがよく締まった状態にあり、試掘坑の南端から 1.6 m付近ないし 8.4 m付近にかけての幅約 6.8 mの範囲では分布していないという特徴があった（その中には前述の幅約 2.3 mのコンクリート製基礎打設に伴う攪乱も含まれる）。また、1610～1690 年頃のものと思われる極小磁器片（図版 15-8）と 1650～1680 年頃のものと思われる肥前産の陶器片（図版 15-7）が出土した。第9層は粗砂～シルト質の黄褐色土である。第6層と前出の第8層はこの直上にあり、境界がそれぞれ明瞭に分かれていた。第9層の上面を観察すると、試掘坑南端より 1.2 m付近から平均勾配 20° で北方へ立ち上がり約 14 cmの高低差があることを確認出来た。この第8層と第9層の特徴から総合的に判断すると、「第8層は 1610 年頃から 1690 年頃の間敷き詰められた道路敷砂利であり、第8層が分布していない範囲には土塁が存在し、



図中の P 表記は明治 33 年 (1900) の大火以降に掘られた柱穴 (Pit) を、
S 表記は石 (Stone) を示す。



東壁土層



第 26 図 試掘坑 E 土層

第9層における平均 20° の勾配を確認した南端部が土塁の法尻^{のりじり}に相当する」という解釈が出来る。

試掘坑東壁断面を観察するとその層位は西壁のものとほぼ同様であった。異なる点を2点挙げると、第1点目は、近代以降の攪乱があった箇所を除けば、第7層の道路敷砂利（西壁でいう第8層）が試掘坑の南端から北端にかけて途切れることなくほぼ水平に確認出来たこと、第2点目は、南端から0.5m付近ないし2.5m付近にかけて及び北端部付近において、道路敷砂利が重なる様に2面確認出来たことである。

掘削の最中、平面上では遺構（道路敷砂利）の存在を確認することは出来なかったが、西壁と東壁で検出した道路敷砂利の分布状況から、試掘坑Eの幅2mの範囲内に土塁の端部が存在し、まさに地租改正当時の公図から予測した通りのことが発掘調査で検出されたといえよう。

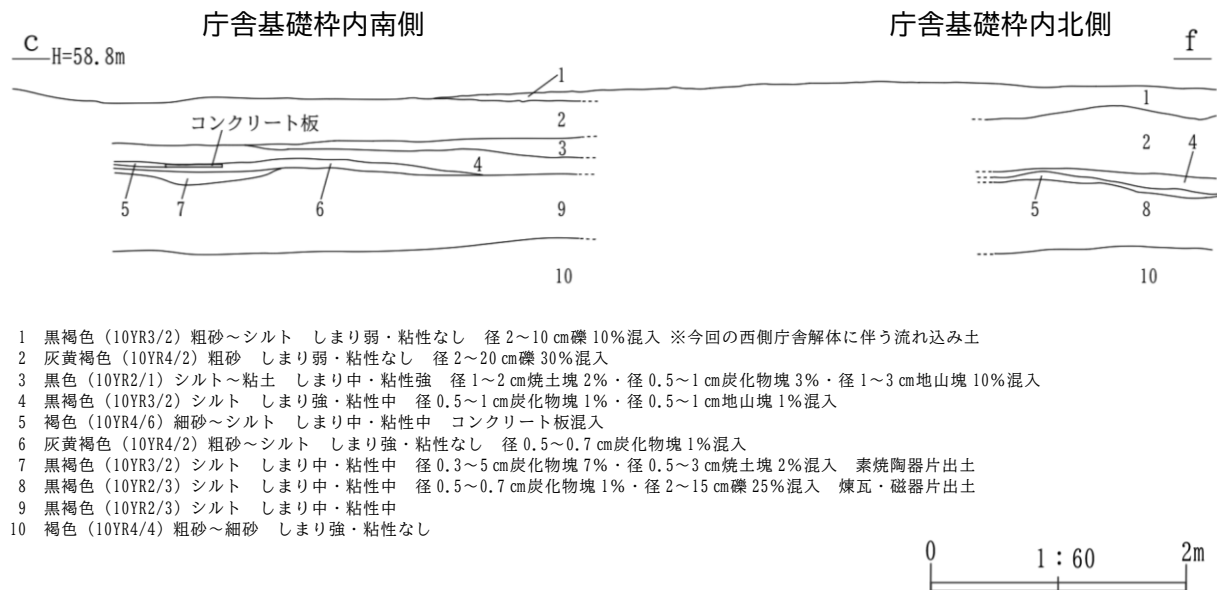
8 試掘坑G（附図1、第27図、図版6）

藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁や水路、道路敷そして外町の敷地があったと推定出来る。近代から現代にかけては演武場・公堂・家畜市場・簡易裁判所・馬の競り場・角館町役場・民地があり、試掘調査の直前には南端に仙北市公用車駐車場、北端に水路、その間の一部に市道火除西線、大半が仙北市東勝楽丁庁舎敷地となっていた。調査は、公用車駐車場・市道の一部・東勝楽丁庁舎の基礎枠内を対象にしたものになった。したがって、公用車駐車場から市道火除西線側にかけては藩政期における外町の土地利用の様相及び水路の幅や深さ、庁舎の基礎枠内においては当時の地表面の様相や土塁の痕跡が確認出来ると予想された。

東勝楽丁庁舎側の調査は地下が荒らされる前の段階、即ち基礎枠を除去する前に行う必要性があった。庁舎建設時の地下の攪乱を避けるため、試掘坑は出来る限り基礎枠から離れた位置に設定した。試掘坑の北側半分の第2層から第5層は、近代から現代にかけての開発行為に伴う整地がなされ、第8層は攪乱によって藩政期の遺物と近代の遺物が混在していた。一方の南側半分は、第2層から第7層までは北側と同様の整地がなされていた。第9層は黒褐色のシルト質土、第10層は褐色の粗砂～細砂質土であり、遺物の出土はなかった。

公用車駐車場側を掘削する前に既存のU字溝を除去する必要性があった。除去作業の途中でU字溝北壁から市道側へ約10cm以北は都市下水溝が地中深く埋設されていることを確認したため、調査範囲は大幅に縮小することになった。U字溝南壁から公用車駐車場にかけてアスファルト舗装を除去すると、その直下から大威徳石^{だいてくし}による4段の石積を確認した。最上段から3段目にかけての裏込め土中からはビニール製品が出土したため、この3段は現代に入って積み直された或いは新たに追加して積まれたものと考えられる。最下段である4段目の裏込め土の特徴が前述の最上段から3段目までのものとは異なり現代の遺物を含まず、かつ、径3～12cmの礫を混入しているという違いがあることから、4段目は前述のものより古い時期に設置されたものといえる。U字溝の直下において、現代の水路堆積土とそれ以前のものと考えられる水

路堆積土を確認した。前者からは仁丹のパッケージが出土した。後者の更に下層は粘土が水分と長期間に亘って接触し変質したグライ化粘土層であった。このグライ化粘土層の範囲は、最下段にある4段目の大威徳石北側の下端から都市下水溝埋設工事に伴う攪乱にまで及んでおり幅が約1.2mあった。したがって、古い時期に設置された4段目の大威徳石が関係する水路幅は最低1.2mあったといえる（図版6-2）。公用車駐車場の地下では、中央部に現代の攪乱（ゴミ穴）や、時期不明の整地層を確認したが、礎石や柱穴等の建物の存在を示す遺構はなかった。



第27図 試掘坑G土層

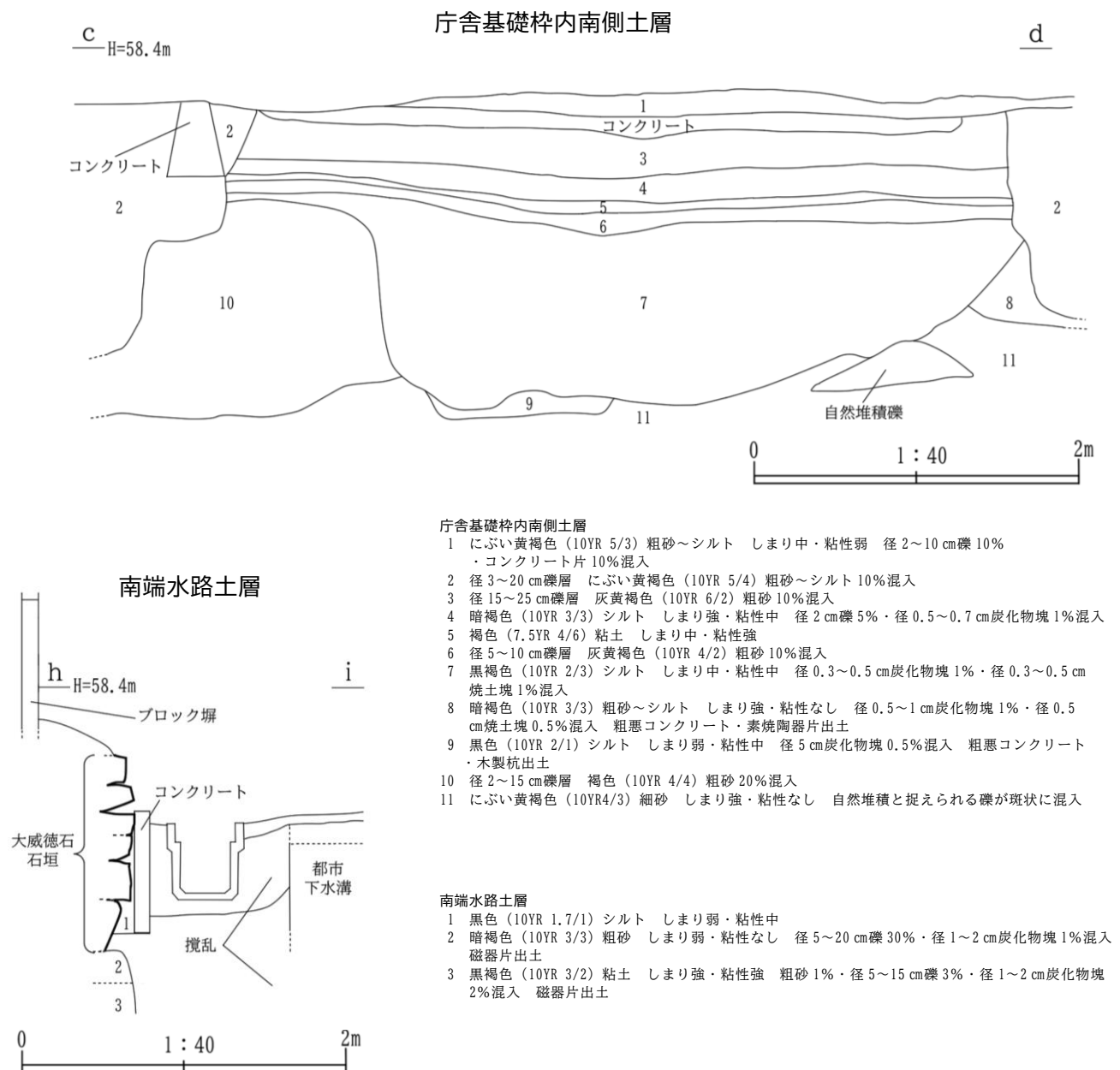
9 試掘坑I（附図1、第11・28図、図版7）

藩政期に描かれた絵図を見ると、この一帯には土塁や水路そして道路敷があったと推定出来る。近代から現代にかけては演武場・公堂・家畜市場・簡易裁判所・馬の競り場・消防署・角館公民館があり、試掘調査の直前には南端と北端に水路、その間の一部に市道火除西線、大半が仙北市西側庁舎敷地となっていた。調査は、大威徳石による石垣が露出している南端水路・市道の一部・西側庁舎の基礎枠内を対象にしたものになった。したがって、南端水路南壁護岸から市道火除西線側にかけては藩政期における水路の幅や深さ、庁舎の基礎枠内においては当時の地表面の様相や土塁の痕跡が確認出来ると予想された。

西側庁舎側の調査は地下が荒らされる前の段階、即ち基礎枠を除去する前に行う必要性があった。庁舎建設時の地下の攪乱を避けるため、試掘坑は出来る限り基礎枠から離れた位置に設定をした。しかし土層を観察すると、その殆どが近代から現代にかけての開発行為によって攪乱を受けていたことが判明した。藩政期以前のものと思われる遺物は出土しなかった。

南端水路を掘削する前に既存のU字溝を除去する必要性があった。除去作業の途中でU字溝北壁から市道側へ約30 cm以北は都市下水溝が地中深く埋設されていることを確認したため、調

査範囲は大幅に縮小することになった。U字溝の直下を掘削してみると、大半が都市下水溝埋設工事によって攪乱されていた。同時に、水路南壁から北側へ約 30 cm の範囲のみ前述の攪乱がないことが判明した。調査前において露出していた大威徳石垣（第 19 図右）は高さが約 50 cm の 3 段を確認していたが、完掘後は高さが約 1.2m の 6 段を数えることが出来た（図版 7）。最上段の 1 段目から 5 段目までの大威徳石はそれぞれの厚さの平均は 20 cm 程度であるが、最下段の大威徳石の厚さは 30 cm を超え、長径が 50 cm と 85 cm もあり、最上段から 5 段目までの積み方と最下段のそれにも違いがあり、前者は後に積み直された或いは新たに追加して積まれた様な違いが明らかにあった。最下段の石の下端にあたる石積水路の堆積土と見受けられる粗砂層から磁器片（図版 20-3）、その直下の粗砂・礫混じりの粘土層から磁器片（図版 20-4～7）が出土した。



第 28 図 試掘坑 I 土層

第2表 出土遺物一覧(1)

図版 番号	分類		器種	産地	年代	特徴	大きさ 単位cm、()は推定値			出土年・試掘坑名称・出土層位等
	陶器	磁器					口径	底径	器高	
11-1		○	瓶	肥前	1650～1780					令和2年・試掘坑1・2層
11-2	○		鉢	肥前	1580～1650			5.5		令和2年・試掘坑1・2層
11-3	○		播鉢	越前	c18前葉					令和2年・試掘坑1・2層
11-4	○		壺か甕	肥前	1610～1690					令和2年・試掘坑1・南端攪乱土中
11-5		○	皿	肥前	1740～1860			(12.2)		令和2年・試掘坑1・南端攪乱土中
11-6		○	碗	肥前	c18					令和2年・試掘坑1・南端攪乱土中
11-7		○	碗	肥前	1690～1780					令和2年・試掘坑1・南端攪乱土中
12-1	○		甕か	白岩	1780頃					令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-2	○		土瓶か	白岩か寺内	江戸時代後期					令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-3	○		播鉢	在地系	江戸時代後期					令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-4	○		小型甕	肥前か	c18			7.4		令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-5		○	德利	肥前系	江戸時代終末～近代	外面に模様か文字か	2.7			令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-6		○	皿	肥前	1680～1740					令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-7		○	皿	波佐見	1630頃					令和2年・試掘坑1・出土層位不明
12-8		○	皿	肥前	c17前半					令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-1		○	丸碗	肥前	1700～1740	底面に角福の文字か				令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-2		○	皿	肥前	1610～1690			(5)		令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-3		○	皿	肥前	c17前半			(7.6)		令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-4		○	鉢	肥前	c18後半以降	口縁部型打ち整形				令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-5		○	瓶	肥前	c18後半以降					令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-6		○	皿	肥前	c18後半以降					令和2年・試掘坑2・出土層位不明
13-7		○	德利	不明	1610～1690					令和3年・試掘坑C・3-1層
13-8		○	碗	肥前	不明	底面に宣徳年製の文字		4		令和3年・試掘坑C・3-1層
14-1		○	德利	肥前か波佐見	c17中葉					令和3年・試掘坑C・3-1層
14-2		○	德利か	初期伊万里	1630～1650			(6.8)		令和3年・試掘坑C・3-1層
14-3		○	碗	肥前	不明	見込みに草花文		3.8		令和3年・試掘坑C・3-1層
14-4		○	碗	肥前	1650～1670			4.3		令和3年・試掘坑C・3-1層
14-5		○	碗	肥前	1650～1670	色絵				令和3年・試掘坑C・3-1層
14-6		○	碗	肥前	1650～1670					令和3年・試掘坑C・3-1層
14-7		○	皿	初期伊万里	1640～1650					令和3年・試掘坑C・3-1層
15-1		○	不明	肥前	c17前半			(9.2)		令和3年・試掘坑C・3-1層
15-2	○		皿	肥前	1600～1650					令和3年・試掘坑C・3-1層
15-3		○	皿	波佐見 青磁	1650～1680					令和3年・試掘坑C・2層
15-4		○	皿	波佐見 白磁	1650～1680					令和3年・試掘坑C・2層
15-5		○	不明	肥前	不明					令和3年・試掘坑C・3-1層
15-6			砥石		江戸時代	四面使用	長さ10.8	幅6.8	厚さ34	令和3年・試掘坑C・3-1層
15-7	○		壺か甕	肥前	1650～1690	二彩手				令和4年・試掘坑E・西壁道路敷砂利
15-8		○	不明	不明	1610～1690か	極小破片				令和4年・試掘坑E・西壁道路敷砂利

第3表 出土遺物一覧（2）

図版 番号	分類		器種	産地	年代	特徴	大きさ 単位cm、()は推定値			出土年・試掘坑名称・出土層位等
	陶器	磁器					口径	底径	器高	
16-1		○	碗か	不明	1630～1650	腰折れ				令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-2		○	皿	瀬戸美濃系か	c19中頃か	銅版絵付				令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-3		○	皿	肥前	c18後半～c19初頭か	素描きとタミによる草花文				令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-4		○	不明	肥前か	1650～1680					令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-5		○	皿	肥前	1630～1650頃か	高台内無釉				令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-6		○	皿	肥前か	c19以降明治10年代頃	型紙摺り	11	6.8	1.9	令和4年・試掘坑E・西壁6層
16-7		○	皿	肥前	c17末～c18か					令和4年・試掘坑E・西壁6層
17-1		○	大皿	肥前	1610～1650					令和4年・試掘坑E・西壁6層
17-2		○	不明	肥前	1690～1720頃	二重網目		(3.7)		令和4年・試掘坑E・西壁6層
17-3		○	蓋	肥前	1760～1780	二重角の渦福		4.8		令和4年・試掘坑E・攪乱土
17-4		○	碗	肥前	1650～1690					令和4年・試掘坑E・西壁4-2層
17-5		○	碗	肥前	江戸時代					令和4年・試掘坑E・攪乱土
17-6	○		皿	内野山	c17末～c17前半					令和4年・試掘坑E・攪乱土
17-7		○	袋物	瀬戸美濃系か	c18以降			(9.4)		令和3年・試掘坑G・庁舎北側8層
18-1		○	碗	不明	c18後半～c19前半	文字 寿		3.7		令和3年・試掘坑G・庁舎北側8層
18-2		○	碗	肥前	1650～1670			(4.6)		令和4年・試掘坑G・公用車駐車場4層
18-3	○		播鉢	肥前か	1750以降か					令和4年・試掘坑G・公用車駐車場4層
18-4		○	不明	肥前	1690～1780	コンニャク印判				令和4年・試掘坑G・公用車駐車場3層
18-5		○	碗	肥前	1650～1680	蛇ノ目釉はぎ		4.4		令和4年・試掘坑G・公用車駐車場ゴミ穴
18-6		○	碗	波佐見か	1650～1680			3.5		令和4年・試掘坑G・公用車駐車場ゴミ穴
18-7		○	碗	肥前	1690～1780	口縁 四方櫛、見込み 五弁花、 底面 不明文字	9.6	3.8	5.9	令和4年・試掘坑G・公用車駐車場ゴミ穴
18-8		○	仏飯器	肥前	1690～1780			3.9		令和4年・試掘坑G・公用車駐車場ゴミ穴
19-1		○	碗	波佐見	1600年代後半		(12)			令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-2		○	袋物か	肥前	1630～1780	蛇ノ目高台、漆継ぎ痕あり		6.8		令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-3		○	碗	肥前	c17末～c18初頭か	文字 大明年製か	(10)	4	5.7	令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-4		○	碗	肥前	1650～1690	文字 大明年製か		4.3		令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-5		○	皿	波佐見	c17後半					令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-6		○	大皿	肥前	c17後半					令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-7	○		皿	肥前	c17後半			(5)		令和4年・試掘坑I・U字溝攪乱土
19-8	○		鉢	肥前系	c18か					令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫
20-1		○	皿	波佐見	1650～1680					令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫
20-2		○	皿	波佐見	c17後半		(11)	(5)	4	令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫
20-3		○	碗	肥前	c18後半～c19前半					令和4年・試掘坑I・最下段石積水路堆積土
20-4		○	碗	肥前	1650～1690					令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫下層
20-5		○	皿	肥前	1650～1780					令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫下層
20-6		○	碗	肥前	c18後半～c19前半か					令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫下層
20-7		○	碗	肥前	c17第4四半期～c18初	文字 宣口年製	(5)			令和4年・試掘坑I・最下段石積直下礫下層